

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年3月29日（平成29年（行情）諮問第113号）

答申日：平成29年11月16日（平成29年度（行情）答申第323号）

事件名：「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」で「米国の2+2で配付されたもの」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015』で『米国の2+2で配布されたもの』（平成28年（行情）諮問第578号（以下「別件諮問」という。）理由説明書（別紙））」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月19日付け防官文第21148号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件対象文書の存在は、そもそも処分庁が示唆したものであるゆえ、関連部局を改めて探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求を受け、請求内容に合致する行政文書を探索したが、保有を確認できなかったことから、法9条2項の規定に基づき、原処分を行った。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件対象文書の存在は、そもそも処分庁が示唆したものであるゆえ、関連部局を改めて探索の上、発見に努めるべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件開示請求における「米国の2+2で配布されたもの」とは、別件諮問において「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」の原本。\*日米ガイド

ラインが合意された際に使用された、原本となるような文書が存在するはずなので、それを希望。」（以下「別件開示請求」という。）の開示を求められた際に、当該開示請求における行政文書が不明確であり、また、何らかの特別な意図を持って請求したものと考えられたため、開示請求人に対し、開示請求の趣旨を確認する中での一例として「米国の2+2で配布されたもの」との確認をしたに過ぎず、防衛省においては本件対象文書となるような行政文書は保存していないことから原処分を行ったものである。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月17日 審議
- ④ 同年11月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日米防衛協力のための指針」の英文である「The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015」（以下「指針」という。）であり、平成27年4月に行われた「2+2」日米安全保障協議委員会会合（以下「2+2」という。）において配布されたものである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 指針は、平成27年4月に行われた2+2において、日米両国の閣僚が日米防衛協力小委員会（以下「SDC」という。）の勧告した指針案を了承し、公表したものである。

イ 本件開示請求における「米国の2+2で配布されたもの」とは、別件開示請求において請求対象とされた行政文書が不明確であり、また、何らかの特別な意図を持って請求したものと考えられたため、別件開示請求人に対し、開示請求の趣旨を確認する中での一例として「『米国の2+2で配布されたもの』でよいか」との確認をしたものにすぎない。

ウ 指針の内容は、閣僚級会合である2+2の前に開催された局長級会

合であるSDCにおいて既に合意されていたため、指針に関する資料は2+2の席上で配布されておらず、防衛省においては本件対象文書となるような行政文書は保有していない。

- (2) 諮問庁から別件開示請求の開示請求人との確認のやり取りに係る文書の提示を受けるとともに、当審査会事務局職員をして防衛省ウェブサイトを確認させたところ、当該開示請求人とのやり取りの内容及び指針の公表の経緯は諮問庁の上記(1)アないしウの説明のとおりであり、請求文言の確認のやり取りの経緯を踏まえると、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別紙)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「『The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation April 27, 2015』の原本\*日米ガイドラインが合意された際に使用された、原本となるような文書が存在するはずなので、それを希望。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法9条1項の規定に基づき、平成27年12月24日付け防官文第20422号により原処分を行った。

#### 2 文書の特定について

文書の特定に当たって、平成27年12月4日付けで、審査請求人に対し、本件開示請求中の「原本」及び「原本となるような文書」の指している文書は、「米国の2+2で配布されたもの」という解釈でよいか確認したところ、同日付けで、審査請求人より、「当方の請求する『原本』は、『行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び防衛省本省の情報公開に関する訓令の施行について(通達)』(防官文第2553号。13.3.30)『第10文書特定後の事務』でいう『原本』に相当するものを請求する次第です。」との回答があった。原処分に当たって特定した本件対象文書は、審査請求人が引用している当該通達という原本であることから、本件開示請求に該当する文書として特定したものである。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「交付された複写を見る限り、原本とは思われないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として他にも文書が存在するはずである旨主張するが、上記2のとおり、開示請求中の「原本」の意味するところについての審査請求人への確認を踏まえて文書の特定を行っており、本件審査請求を受けての再度の探索においても、本件対象文書の他に本件開示請求に該当する文書の保有を確認することはできなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。